

会 議 事 録

1 会議名	長岡市国民保護協議会
2 開催日時	平成30年2月2日（金曜日） 午後1時30分から午後2時30分まで
3 開催場所	アオーレ東棟4階大会議室
4 出席者名	<p>（会長）磯田長岡市長</p> <p>（委員）田部委員（代理） 目黒委員（代理） 星野委員（代理） 尾崎委員（代理） 鈴木委員 大野委員 山口委員 片桐委員 山本委員（代理） 星委員（代理） 根立委員（代理） 水澤委員（代理） 清水委員（代理） 高見委員 水澤委員 高橋委員 貝沼委員 中野委員 金子委員 阿部委員 渡邊委員（代理） 大滝委員 野口委員 小嶋委員 腮尾委員 鈴木委員 近藤委員 小村委員 若月委員 森山委員 小林委員 茨木委員 大塚委員 成田委員 小山委員（代理） 金澤委員 波多委員 武士俣委員 川津委員 吉田委員 河内委員 松永委員 斎藤委員 米山委員 佐藤委員 早川委員 八子委員 清水委員 内山委員 小林委員 川嶋委員 湯澤委員 長原委員（代理） 山本委員（代理） 片桐委員（代理） 種橋委員 脇屋委員（代理） 細川委員 加辺委員 清水委員 鈴木委員 奥倉委員</p> <p>（事務局）今井危機管理防災本部危機管理防災担当課長 長谷川危機管理防災本部防災強化担当課長補佐 神田危機管理防災本部防災強化担当係長 山岸危機管理防災本部主事 砂山危機管理防災本部主事</p>
5 欠席者名	野口委員 安達委員 天野委員 五井委員 上石委員 川上委員

6 議題	<p>(1) 長岡市国民保護計画の変更について(諮問)</p> <p>(2) 長岡市国民保護計画資料編の修正について</p>
7 審議結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題(1)について、諮問のとおり長岡市国民保護計画の変更を承認した。 ・ 議題(2)について、原案のとおり長岡市国民保護計画資料編の修正を承認した。
8 審議の内容	
金子委員（危機管理監）	<p>長岡市国民保護協議会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、会議の出席状況につきまして、御報告をさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は62名で、委員総数68名の過半数を超えており、長岡市国民保護協議会条例第4条第2項の規定により、本日の協議会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>また、協議会終了後、議事録を作成し、長岡市のホームページ等で公開いたしますので、御了承いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、はじめに長岡市国民保護協議会会長であります磯田市長から御挨拶を申し上げます。</p>
会長（長岡市長）	<p>皆様、本日は国民保護協議会ということで、お集まりいただき、また日頃から長岡市へ御協力、御支援賜りまして、本当にありがとうございます。改めて、御礼を申し上げます。</p> <p>平成16年9月に国民保護法が制定されたことを受け、長岡市国民保護計画を平成19年3月に作成いたしました。以来、世界では、大規模なテロや朝鮮半島の問題等が起きており、J-ALERT等の発令により、市民のみなさん、関係者のみなさんも色々御心配される状況になっているわけであります。ここでやはり、皆様方、関係機関との連携体制をさらに強化していきながら、市民のみなさんの安心をさらに守っていきたいというものでございます。</p> <p>計画策定後の初めての変更ということで、本日は改定事項が多くなっております。皆様から忌憚のない御意見賜りますよう、お願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
金子委員（危機管理監）	<p>それでは、ここから議題に入らせていただきますが、協議会の議長は長岡市国民保護協議会条例第4条第1項に基づき、会長が議長を務めることになっておりますので、本協議会の会長であります磯田市長</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>に議長を務めていただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ここから私が会議の進行を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議題の（１）の長岡市国民保護計画の変更について、そして（２）の長岡市国民保護計画資料編の修正について事務局から説明を申し上げます。</p>
<p>事務局（今井危機管理防災担当課長）</p>	<p>私から議題（１）及び（２）について説明をさせていただきます。</p> <p>（会議資料の確認）</p> <p>（資料修正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料１－２長岡市国民保護計画素案の新旧対照表２７ページ、番号105、106について、<u>第１３章から第１４章</u>に修正 ・ 資料２長岡市国民保護計画【資料編】の新旧対照表４ページ、番号９について、修正後の（名称変更）長岡赤十字病院屋上へリポートを長岡赤十字病院へリポートに修正 <p>説明に入る前に、10年ぶりの協議会開催ということで、新しく委員委嘱された方もいらっしゃいますので、国民保護計画の内容につきまして、簡単に御説明させていただきます。</p> <p>国民保護計画は万が一、武力攻撃事態や大規模なテロ攻撃が発生した場合に市民の生命、身体及び財産を保護するため、普段から準備しておくべき事項から有事が終わった後の元の生活を取り戻すための対応について定めたものとなっており、当市は平成19年３月に計画を作成しました。市の計画の基本的な流れとしましては、国の国民保護に関する基本指針の変更に基づきまして、新潟県が県の計画を変更します。それを受けて、市の国民保護計画を変更する、ということになります。</p> <p>それでは、「議題（１）長岡市国民保護計画の変更について」説明をさせていただきます。資料１－１をご覧ください。</p> <p>今回は市計画の作成後に行われた国の基本指針及び県の計画の見直しや旧川口町との合併を踏まえた内容を反映するために変更を行うものでございます。</p> <p>主な変更ポイントでございますが、（１）新たな情報通信伝達手段を計画に明記するものでございます。</p> <p>１つ目は、緊急情報ネットワークシステム、通称E m－N e t（エムネット）と呼ばれておりますけれども、これは専用の通信回線を利</p>

用しまして国と自治体間で緊急情報を送受信するシステムになります。

2つ目は、全国瞬時警報システム、通称J-A L E R T（ジェイ・アラート）になります。昨年、北朝鮮のミサイル発射の関係でよく耳にすることも多かったと思いますが、これは緊急地震速報などの自然災害の情報や弾道ミサイル情報などの国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を消防庁から人工衛星及び地上回線を用いて送信し、市区町村の同報系防災行政無線などを自動的に起動させることにより、住民の皆様は瞬時に情報を伝達するシステムになっております。長岡市の場合は、同報系防災行政無線が全域に整備されておりませんので、緊急告知FMラジオを自動起動させて、情報を伝達しております。同時に緊急速報メール（エリアメール）と連動して、住民の皆様へ伝達されており、こうした新たな情報通信・伝達手段により確実に住民への伝達がなされています。

次に、「(2) あらたな安否情報の収集・提供手段」を明記するものでございます。安否情報の収集・提供システムにつきましては市の庁舎、支所、出張所、避難施設等から消防庁に設置されたサーバーに直接情報を入力することが可能なシステムになります。また、このシステム上で県への報告もでき、報告された情報は全国统一の情報として共有され、安否情報の迅速な収集・整理を行うことが可能となります。共有された安否情報は、すべての地方公共団体において検索することが可能であり、国民からの安否情報の照会に的確に回答することができるようとなっております。このため、国民保護法に基づく安否情報の事務の実施にあたっては、事務を効率的に行うためシステムを利用することが原則とされております。

続いて、「(3) 近隣地域の原子力発電所における武力事態等への対処の見直し」でございます。新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）及び平成25年2月に作成しました長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）に準じた変更であり、弾道ミサイル攻撃やゲリラ攻撃等の武力攻撃事態に対する平常時からの備えから事後対策までの措置に関してまとめたものとなっております。

次に、「(4) 災害対策基本法の改正に伴う見直し」でございます。これは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、それまで使用されてきた災害時要援護者という名称に変わって、高齢者・障害者・乳幼児・その他の特に配慮を要する人を要配慮者といい、そのうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難

することが困難なもので、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人を避難行動要支援者としたことによる見直しになります。

続いて、「(5) 時点修正、字句修正等」でございます。これは人口や気象情報データなど各種データの更新、あるいは関係機関の名称等の変更、市町村合併、市役所組織の変更による修正、そして、より分かりやすくなるように文章の表現を修正したものでございます。

次に、資料1-2を御覧ください。こちらは、今回の変更箇所をまとめた長岡市国民保護計画変更案の新旧対照表でございます。今ほど、御説明したものも含めまして、合計141箇所の変更となっておりますが、事前に資料を送付させていただいており、また、今ほどの説明と重複いたしますので、個別の説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、「議題の(2)長岡市国民保護計画資料編の修正について」御説明いたします。資料2を御覧ください。こちらは国民保護計画資料編の新旧対照表でございます。主な修正としては、住所の変更や名称の変更等時点修正があり、12箇所の修正となっておりますが、こちらも事前に資料を送付させていただいておりますので、個別の説明は控えさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長（市長）

ありがとうございました。

計画で141箇所、資料編で12箇所の変更があり、詳細の説明は事前の資料送付に代え、省略させていただきましたが、概要も含めまして、何か御質問がありましたら、挙手いただきたいと思います。いかがでしょうか。

御質問ございませんでしょうか。では、御質問以外でもこの計画全般あるいは今回の変更に関わる様々な問題について、御意見等ございませんでしょうか。

特に御意見等がないようですので、原案のとおりこの変更について御承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

では異議なしということで、承認していただいたということに致します。ありがとうございます。

では次に、次第の「4その他」について、事務局から御説明を申し上げます。

事務局（今井危機
管理防災担当課
長）

それでは、次第の「4その他」の今後のスケジュールについて、御説明いたします。資料3を御覧ください。

本協議会で、今ほど承認していただいた計画変更案につきましては、新潟県へ正式協議を行い、県計画との整合性が図られていて問題ないとの結果であれば、計画の変更が決定いたします。なお、県とは事前の協議として、内容を確認いただいておりますので、問題はないかと思われま

す。その後、平成30年度になります。変更した計画及び資料編を4月に印刷しまして、6月に議会へ計画変更の報告をします。その後、変更計画及び資料編について、市のホームページで公表及び委員のみなさまへ送付させていただきます。

また、時期は未定ですが、平成30年度中に新潟県が、国の国民保護に関する基本指針の変更に基づいて、県の計画を変更する予定になっております。そのため、県の計画の変更を受けて、平成31年度以降、市の計画を変更するため、今回と同様に国民保護協議会を開催させていただくことになると思われますので、その際は、御協力をお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、資料3の後ろに新聞のコピーと新潟県が作成している弾道ミサイル落下に備えてというチラシを入れさせていただきました。昨年、実際にミサイルが発射されましたので、新聞等の記事を目にしている方もおられるかと思ひますし、新潟県が作成したチラシにつきましては、皆様重々承知かと思ひますが、チラシの裏面には、ミサイルが発射され、情報が伝達された場合の行動ということで、フロー図になっております。今一度御確認をいただき、仮に有事の際は、的確な行動をとっていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長（市長）

それでは、以上で議長を退任させていただきますが、今後の国民保護の実施にあたっては変わらぬ御協力をお願い申し上げる次第であります。国民保護という観点のみならず、今回の雪についても、水道の問題、道路交通の問題、屋根雪の問題、福祉の問題等、多方面でいろいろな問題が出ております。常日頃から、こうした市民の生命や安全、財産を守る、そういった大切な仕事を皆様と共に連携をとりながら、しっかりと行って参りたいと思ひ次第であります。御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

金子委員（危機管理監）	各委員におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今後も一層の御協力と御支援をお願い申し上げます。本日の会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。
9 会議資料	別添のとおり